平成２３年（フ）第１７１７号
横浜市戸塚区小雀町184番地１
債務者　大塚　由美（旧姓小澤）
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田　雅紀
４　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月13日午前11時50分
６　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２９号
静岡県沼津市米山町13番16号　下川アパート２Ｆ、前住所静岡県沼津市柳町１番24号
債務者　大原　頼子
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内笹井　明
４　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月14日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５７号
栃木県大田原市蛭田2092番地
債務者　藤本　建一
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安部　桂弥
４　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月15日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第５８号
栃木県大田原市蛭田2092番地
債務者　藤本　ミナ
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安部　桂弥
４　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月15日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第５９号
栃木県大田原市蛭田488番地４
債務者　藤本　竜也
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安部　桂弥
４　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月15日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第３２８号
千葉県成田市並木町25番地73　清宮荘16号
債務者　ペット＆グリーンこと　落合　芳治
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊東　秀彦
４　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月17日午前10時20分
６　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６８７号
栃木県那須塩原市埼玉123番地７　シエル・エトワレＡ―101号
債務者　福田　　悟
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹澤　一郎
４　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月20日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４２６５号
千葉県柏市豊四季339―27
債務者　松田佳奈こと　松田　幸子
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本間　伸也
４　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月19日午後２時
６　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９８号
千葉県東金市日吉台７丁目５番地13
債務者　宝商事こと　藤木　克也
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井原　真吾
４　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月26日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９９号
千葉県東金市日吉台７丁目５番地13
債務者　藤木　郁子
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井原　真吾
４　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月26日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１８号
千葉県佐倉市馬渡894番地１
債務者　佐藤　晶彦
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　龍次
４　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月31日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１１０３号
神戸市垂水区星陵台５丁目15番30号、従前の住所神戸市灘区篠原台13番９号
債務者　白崎　富雄
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中西　康友
４　破産債権の届出期間　平成23年11月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午前10時45分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３２号
北海道紋別郡雄武町字幌内131番地
債務者　風間　一男
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月25日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３４号
北海道旭川市末広６条11丁目１番５号
債務者　森本　善法
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣田　善康
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月１日午後１時20分
５　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６９４号
千葉県柏市関場町６番57号
債務者　小松　俊廣
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青山　隆治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係